

生活習慣病療養計画書作成・署名の ご協力について

生活習慣病を主病とする患者様には、きめ細やかな総合的な治療管理をする必要性が国から示され、国が指定する『**生活習慣病療養計画書**』を用いて管理するよう通達がありました。

生活習慣病とは、**糖尿病・高血圧症・脂質異常症**を指します。

いずれかの持病があり該当される方には『生活習慣病療養計画書』を作成いたします。作成にあたり、初回のみ**患者様のご署名**が必要になりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

『生活習慣病療養計画書』を作成することで、患者様と達成目標を共有し、より良い治療につなげてまいります。

- | | |
|-----------|--|
| ☆計画書開始時期 | 2024年6月1日から |
| ☆対象になる患者様 | 【高血圧】
【脂質異常症】
【糖尿病（自己注射実施中の方は対象外です）】 |
| ☆療養計画書 | 4か月に一度更新が必要となります。初回のみご署名をお願いいたします。 |

※月々の自己負担額は120円～370円前後変わります。